

大崎広域新最終処分場実施設計等業務

仕 様 書

令和8年5月

大崎地域広域行政事務組合

第1章 総則

1.1 目的

本業務は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が策定する新最終処分場の基本計画及び基本設計等を踏まえ、新最終処分場の実施設計及び町道付替えの測量設計を行い工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成することを目的とする。

1.2 業務名

大崎広域新最終処分場実施設計等業務

1.3 業務場所

宮城県加美郡色麻町四竈字指浪地内及び東原地内

1.4 業務履行期間

契約締結の翌日から令和9年6月30日までとする。

1.5 業務内容

本業務は次のとおりとする。業務の詳細は第2章以降に記す。

『大崎広域新最終処分場実施設計等業務』

1.6 施設概要等

【新最終処分場施設整備】

最終処分場の種類：一般廃棄物最終処分場

構造形式：被覆型

埋立面積：約 19,800m²

埋立容量：約 103,600m³

埋立対象：焼却残渣，し尿残渣

処理水：下水処理施設へ運搬

被覆施設：鉄骨造 平屋建て 延べ面積 15,423.59 m²

【町道付替え】

測量設計 延長 480m

1.7 受注者の義務

本業務の受注者（以下、「受注者」という。）は本業務の履行にあたり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務を行うこと。なお、本仕様書に定めなきものについて、業務上必要と思われる事項については、発注者、受注者協議の上、これを行うものとする。

1.8 業務管理

1.8.1 業務管理について

受注者は、廃棄物最終処分場の計画、設計、監理等に専門的知識及び経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。また、受注者は、業務の遂行にあたって打ち合わせ、協議等を実施した場合、その内容をまとめ、議事録を作成し発注者が定めた調査職員（以下「調査員」という。）に提出しなければならない。

1.8.2 技術者の要件について【最終処分場施設整備】

(1) 管理技術者の要件

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門 衛生工学－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）または技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有し、一般廃棄物最終処分場の設計業務を管理技術者として実施した実績を有する者で入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(2) 照査技術者の要件

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門 衛生工学－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）または技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有し、最終処分場の設計業務の実績を有する者と建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士として意匠設計または施工監理者の実務経験について 10 年以上の実績を有する者各 1 名ずつとする。

なお、双方資格を有する者は兼ねることができる。また、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

(3) 担当技術者の要件

担当技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理、建設部門）の資格を有する者及び工事設計あたっては、次に該当する者を配置すること。

- ① 公共建築工事の設計、積算等に技術的能力及び経験を有する者
- ② 意匠担当技術者として、公共建築工事の設計実務の実績を有し、かつ一級建築士の資格を有する者
- ③ 構造担当技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者
- ④ 電気設備担当技術者として、公共建築工事の電気設備設計について実務経験を有する者
- ⑤ 機械設備担当技術者として、公共建築工事の機械設備設計について実務経験を有する者
- ⑥ 電気設備担当技術者若しくは機械設備担当技術者のいずれかは設備設計一級建築士の資格を有すること

- ⑦ 土木担当技術者として、公共土木工事の設計実務の経験を有し、かつ技術士（建設部門－土質及び基礎，都市及び地方計画，道路）の資格を有する者各 1 名ずつとする。なお，複数資格を有する者は兼ねることができる。
- ⑧ 積算担当技術者として、公共土木工事及び公共建築工事の設計積算について実務経験を有する者を各々配置すること

1.9 関係法令の遵守

受注者は，本業務の実施にあたり関係法令等を遵守すること。

1.10 中立性の保守

受注者は，発注者の補助者として忠実に役割を果たし，また，常にコンサルタントとしての中立を保持するよう努めなければならない。

1.11 成果品

成果品として，次の報告書を作成し，納品する。なお，納品部数については調査員の指示による。

【最終処分場施設整備】

- | | |
|------------------|----|
| ① 実施設計報告書 | 一式 |
| ② 工事特記仕様書 | 一式 |
| ③ 実施設計図 | 一式 |
| ④ 数量計算書 | 一式 |
| ⑤ 工事費内訳書 | 一式 |
| ⑥ 一般廃棄物処理施設設置届出書 | 一式 |
| ⑦ 建築確認申請副本及び確認済証 | 一式 |
| ⑧ その他関係機関手続き図書 | 一式 |
| ⑨ 電子データ（CD-R等） | 一式 |

【町道付替え】

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 測量報告書・成果簿 | 正 1 部，副 2 部 |
| ② 実施設計報告書 | 正 1 部，副 2 部一式 |
| ③ 工事特記仕様書 | 正 1 部，副 2 部一式 |
| ④ 実施設計図 | 正 1 部，副 2 部一式 |
| ⑤ 数量計算書 | 正 1 部，副 2 部一式 |
| ⑤ 工事費内訳書 | 正 1 部，副 2 部一式 |
| ⑥ その他関係機関手続き図書 | 一式 |
| ⑦ 議事録 | 一式 |
| ⑧ 電子データ（CD-R等） | 一式 |

第2章 業務内容【最終処分場施設整備】

2.1 基本設計内容の確認

最終処分場施設の実施設設計に先立ち、基本設計等で検討された設計条件等を精査確認すると共に検討課題等を整理する。

2.2 設計条件の検討

基本設計、測量・地質調査、生活環境影響調査の結果等を踏まえて、施設設計を行う上で必要となる次の設計条件を整理する。

- (1) 地質・地形条件
- (2) 法的規制条件
- (3) 環境保全条件
- (4) 準拠すべき設計基準
- (5) 荷重（廃棄物，積雪），降雨確率等の設計条件
- (6) その他

2.3 埋立地造成

基本設計に基づいた造成形状について、必要埋立処分量や被覆施設を勘案して形状を決定し、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

- (1) 設計内容
 - ① 埋立地掘削造成
 - ② 造成に必要となる小構造物
 - ③ 底面部地盤改良の検討
 - ④ その他
- (2) 設計
 - ① 埋立地の平面的形状
 - ② 法面の勾配等造成形状
 - ③ 掘削土量と盛土土量
 - ④ 盛土部土質改良工
 - ⑤ 底面部地盤改良工
 - ⑥ 常時，地震時の安定計算（埋立前，埋立完了）
 - ⑦ 埋立容量計算
 - ⑧ その他
- (3) 設計図の作成
 - ① 埋立地造成平面図
 - ② 埋立地造成標準縦横断面図
 - ③ 埋立地造成横断面図
 - ④ 土工定規図
 - ⑤ 小構造物構造図

⑥ 底面部地盤改良計画図（必要に応じて）

⑦ その他

（４）照 査

2.4 貯留構造物

貯留構造物はその構造形式に関し、基礎地盤の強度、周辺環境との調和、さらには経済性等の観点から選定し、安定計算・構造計算等を行い、断面・形状、必要に応じて配筋を決定する。また、基礎は地質調査結果や被覆施設を勘案し直接基礎のほか、必要に応じて置換等の地盤改良工、杭基礎等の工法を比較検討し選定する。

（１）設計内容

① 貯留構造物

② 同上基礎

③ その他

（２）設 計

① 貯留構造物の平面的位置ならびに断面、形状の決定

② 基礎工の形式と構造

③ 安定計算、構造計算

④ その他

（３）設計図の作成

① 貯留構造物平面図

② 貯留構造物標準断面図

③ 貯留構造物横断面図

④ 基礎改良平面・断面図（必要に応じて）

⑤ 杭伏せ図、杭基礎詳細図（必要に応じて）

⑥ 配筋図（必要に応じて）

⑦ 小構造物構造図

⑧ その他

（４）照 査

2.5 道 路

最終処分場内に設けられる搬入道路、管理道路、場内道路等の施設設計を行い工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

（１）設計内容

① 搬入道路

② 管理道路

③ 場内道路

④ その他

（２）設 計

- ① 道路の平面線形，縦断線形の決定
- ② 切土，盛土の形状と安定計算
- ③ 石積み，擁壁等の平面的位置，構造
- ④ 舗装の構造
- ⑤ その他

(3) 設計図の作成

- ① (搬入，管理，場内) 道路平面図
- ② (搬入，管理，場内) 道路標準断面図
- ③ (搬入，管理，場内) 道路縦横断面図
- ④ 石積み，擁壁等構造図，展開図(必要に応じて)
- ⑤ 擁壁等配筋図 (必要に応じて)
- ⑥ 小構造物構造図
- ⑦ その他

(4) 照 査

2.6 遮 水 工

埋立地地盤の透水性を考慮して，埋立地内の浸出水が埋立地外に漏出しないよう施工性，経済性を勘案した遮水工について設計し，工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① 遮水工
- ② 遮水工保護工
- ③ その他

(2) 設 計

- ① 遮水工の種類，材質と配置の決定
- ② 同上の形状，構造の決定
- ③ 沈下等に伴う応力計算
- ④ その他

(3) 設計図の作成

- ① 遮水工平面図
- ② 遮水工標準構造図
- ③ 固定工等詳細図
- ⑤ その他

(4) 照 査

2.7 地下水集排水施設

地下水の揚圧力による遮水工の損傷防止のため，地下水を速やかに排除する目的で遮水工下に配置する地下水集排水管の配置，管径等の設計を行い，工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① 地下水集排水施設
- ② その他

(2) 設計

- ① 地下水集排水施設の平面的配置の決定
- ② 地下水集排水施設の構造
- ③ その他

(3) 設計図の作成

- ① 地下水集排水施設平面図
- ② 地下水集排水施設構造図
- ③ その他

(4) 照査

2.8 浸出水集排水施設

埋立地内の浸出水を速やかに排除する目的で埋立地底面や法面に配置する浸出水集排水管の配置、管径等の設計を行い、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① 浸出水集排水施設
- ② 浸出水集水ピット
- ③ その他

(2) 設計項目

- ① 浸出水と通気断面による流下能力計算
- ② 浸出水集排水施設の平面的配置の決定
- ③ 浸出水集排水施設の構造
- ④ 浸出水集水ピットの構造計算
- ⑤ その他

(3) 設計図の作成

- ① 浸出水集排水施設平面図
- ② 浸出水集排水施設構造図
- ③ 浸出水集水ピット構造図
- ④ 浸出水集水ピット配筋図
- ⑤ その他

(4) 照査

2.9 雨水処理施設

浸出水量を減量するよう周辺雨水排水施設を設計するもので、雨水排水の規模、形式等について設計を行い、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

① 周辺雨水排水溝

② その他

(2) 設計

① 雨水流量計算

② 雨水集排水施設の平面的配置と形状，構造等の決定

③ その他

(3) 設計図の作成

① 雨水集排水施設平面図

② 雨水集排水施設縦断図

③ 雨水集排水施設構造図

④ その他

(4) 照査

2.10 防災調整池

開発に伴う雨水流出形態の変化に応じて防災調整池の必要性ならびに規模，形式等について設計を行い，工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

① 防災調整池

② 放流設備

③ その他

(2) 設計

① 防災調整池の容量計算

② 防災調整池の構造決定

③ 防災調整池の放流設備計算

④ その他

(3) 設計図の作成

① 防災調整池平面図

② 防災調整池断面図

③ 防災調整池構造図

④ 防災調整放流設備図

⑤ その他

(4) 照査

2.11 埋立ガス処理施設

浸出水集排水施設と一体となって，埋立廃棄物の早期安定化が図れる準好気性埋立構造とした埋立ガス処理施設の配置と構造を設計し，工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① ガス抜き設備
- ② その他
- (2) 設計
 - ① 埋立ガス処理施設配置計算
 - ② 埋立ガス処理施設の平面的配置の決定
 - ③ 埋立ガス処理施設の形状・構造
- (3) 設計図の作成
 - ① 埋立ガス処理施設平面図
 - ② 埋立ガス処理施設構造図
 - ③ その他
- (4) 照査

2.12 被覆施設

埋立地内に雨水の侵入を防ぐことを目的として整備する被覆施設について、基本設計に基づき工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

- (1) 設計内容
 - ① 被覆施設（鉄骨造平屋建て）
 - ② 安定化促進設備（散水設備，空気供給設備）
 - ③ 場内環境測定設備（ガス検知設備）
 - ④ 作業環境関連設備（照明，換気，消火，監視カメラ）
 - ⑤ その他
- (2) 設計
 - ① 被覆施設の平面的詳細配置，構造及び部材
 - ② 被覆施設の意匠の決定
 - ③ 建築電気設備の種類，配置，構造及び部材
 - ④ 建築機械設備の種類，配置，構造及び部材
 - ⑤ その他
- (3) 設計図の作成
 - ① 被覆施設意匠図
 - ② 被覆施設構造図
 - ③ 被覆施設電気設備図
 - ④ 被覆施設機械設備図
 - ⑤ その他
- (4) 建築基準法に基づく建築物の確認申請手続き業務
 - 建築主（発注者）の代理者として建築確認申請を行い確認済証の交付を受けること。なお，確認申請手数料及び適合判定手数料は受注者負担とする。
- (5) 照査

2.13 モニタリング施設

最終処分場の敷地内外において、地下水汚染有無の監視施設を設置することを目的として、モニタリング施設の配置と構造を設計し、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① モニタリング施設
- ② モニタリング時の留意事項の整理
- ③ その他

(2) 設計

- ① モニタリング施設の平面的配置の決定
- ② モニタリング施設の形状、構造の決定

(3) 設計図の作成

- ① モニタリング施設平面図
- ② モニタリング施設構造図
- ③ その他

(4) 照査

2.14 門・囲障等外構施設

最終処分場への不法侵入防止や安全管理及び景観を考慮することを目的とした、門・囲障、立札と外構を設計する。また、廃棄物の飛散防止を目的とした飛散防止設備について設計し、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① 門扉
- ② 囲障（ネットフェンス等）
- ③ 立札
- ④ 飛散防止設備
- ⑤ その他

(2) 設計項目

- ① 門扉の種類と配置及び構造
- ② 囲障の種類と配置及び構造
- ③ 立札の内容と配置及び構造
- ④ 飛散防止設備の配置及び構造
- ⑤ その他

(3) 設計図の作成

- ① 門・囲障、立札、飛散防止施設平面図
- ② 門・囲障、立札、飛散防止施設構造図
- ③ その他

(4) 照査

2.15 ユーティリティ施設

洗車設備、電気、水道、雑排水及びガス等のユーティリティ施設等の位置を明確にし、工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

(1) 設計内容

- ① 洗車設備
- ② 電気引き込み位置
- ③ 水道引き込み位置
- ④ 雑排水路
- ⑤ その他

(2) 設計

- ① 洗車設備の配置と構造
- ② 電気引き込み位置の検討
- ③ 水道引き込み位置の検討
- ④ 雑排水路の配置と構造
- ⑤ その他

(3) 設計図の作成

- ① 洗車設備平面図・構造図
- ② その他

(4) 照査

2.16 浸出水処理施設発注仕様書作成

基本設計で作成した見積仕様書を基に、必要に応じて設計条件等の変更がある場合には見直しを行い、水処理会社からの参考見積図書を取得する。取得した見積設計図書について技術的に比較評価し、最終発注仕様書の作成及び工事費を設定する。

(1) 浸出水処理施設設計

全体の環境保全を考えて、最適な施設となるよう設定された原水水質及び放流水質を踏まえ所要設備案を検討する。

(2) 見積仕様書の精査と見積取得

設計図に替えて見積仕様書を作成する。作成した見積仕様書を基に見積書と見積設計図書の取得を行い、設計審査と工事費の設定を行う。

(3) 技術評価書及び最終発注仕様書の作成

見積書と見積設計図書を基に見積仕様書内容の再検証を行い、技術評価書を作成する。技術評価書を考慮し、工事発注用の最終発注仕様書を作成する。

(4) 発注仕様書における検討項目

- ① 水処理設備、送水設備
- ② 浸出水処理水槽の形状、仕様・浸出水導水配管の配置、仕様
- ③ 機械設備の仕様

- ④ 電気計装設備の仕様
- ⑤ その他
- (5) 管理施設
 - ① 管理施設の配置と仕様
 - ② その他
- (6) ユーティリティ
 - ① 電気引き込み位置の検討
 - ② 水道引き込み位置の検討
 - ③ その他ユーティリティ等の構内敷設，位置等の検討
- (7) 要求水準書の作成
 - 実施設計を踏まえたうえで施設の整備に関する要件等について検討し，事業者募集に必要な要求水準書を作成する。
 - ① 事業の基本条件の検討
 - ② 施設の整備に関する要件の検討
 - ③ 提案についての様式集の作成

2.17 覆土置場

覆土置場の造成形状または掘削形状について必要埋立処分量を勘案して形状を決定し，工事発注に必要な図面等の作成を実施する。

- (1) 設計内容
 - ① 覆土置場造成
 - ② 造成に必要となる小構造物
 - ③ その他
- (2) 設 計
 - ① 覆土置場の平面的形状
 - ② 法面の勾配等造成形状
 - ③ 掘削土量と盛土土量
 - ④ 盛土部土質改良工
 - ⑤ 常時，地震時の安定計算（埋立前，埋立完了）
- (3) 設計図の作成
 - ① 覆土置場平面図
 - ② 覆土置場標準縦横断面図
 - ③ 覆土置場横断面図
 - ④ その他小構造物構造図
 - ⑤ その他
- (4) 照 査

2.18 数量計算

実施設計図の成果に基づいて、工事費算定に必要な工事数量を算定する。

- (1) 土木工事数量計算書
- (2) 建築工事数量計算書

2.19 特記仕様書の作成

浸出水処理施設工事を除く最終処分場工事について、標準仕様書に記載のない事項についてとりまとめた特記仕様書を作成する。なお、建築工事については宮城県発注営繕工事の「宮城県特記仕様書」を準用するが、作成に当たってはあらかじめ調査員と打合せを行うこと。

2.20 施工計画書作成

工事を実施するにあたり、工事中の濁水等の対策や環境保全について検討し、総合仮設計画を含めた施工方法及び工期等の工事に関する事項をとりまとめ、工事内容の施工計画を作成する。

2.21 実施工事費の算定

工事数量等に基づき、工事費内訳書を作成し、実施工事費を算定する。なお、工事費の積算にあたっては、発注者の指定する単価及び歩掛りを使用するものとする。

2.22 事業費及び財源計画

実施工事費に基づき循環型社会形成推進交付金取扱要領等を踏まえて財源計画を明らかにし、年度別の資金計画を定める。

2.23 実施設計書の作成

作成した成果を実施設計報告書として整理する。

2.24 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間 3 回及び最終時の原則 5 回とするが、必要に応じて、各作業の節目の段階において随時行う。

2.25 準拠すべき基準等

実施設計にあたっては、次の法令及び基準等に準拠して行う。なお基準等はすべて最新版とすること。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ② 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省
- ③ 環境基本法
- ④ 各種環境基準を定める法令、同条例等
- ⑤ 最終処分場性能指針

- ⑥ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- ⑦ 道路構造令の解説と運用
- ⑧ 道路土工指針
- ⑨ 河川砂防技術基準(案)解説
- ⑩ 開発指導要綱、林地開発基準等
- ⑪ 汚泥再生センター等施設整備の計画・設計要領
- ⑫ 下水道施設計画・設計指針と解説
- ⑬ 林道規定
- ⑭ 防災調節池設置基準（案）
- ⑮ 建築基準法
- ⑯ 消防法
- ⑰ その他関係法令および基準等

2.26 関係機関協議書の作成・協議

施設整備にあたり関係機関との協議が必要となった場合は、必要書類を作成し調査員同行のうえ関係機関と協議を行うこと。

- ① 一般廃棄物処理施設設置届に係る協議
- ② 林地開発、伐採に係る協議（搬入道路等含む）
- ③ 雨水放流及び接続に係る協議
- ④ 河川又は下水道放流及び接続に係る協議
- ⑤ 土壌汚染対策法（土地の形質変更）に係る協議
- ⑥ 電気，電話の引込みに係る協議
- ⑦ 建築基準法，消防法に係る協議
- ⑧ その他必要な協議

2.27 成果物について

- (1) 成果物の納入前に、監理技術者及び照査技術者は調査員等と合同で照査項目・内容の確認作業を行うこと。
- (2) 引き渡された成果物は発注者に帰属し、発注者が別途発注する工事等で自由に使用することができるものとする。

2.28 整備工事事業の発注支援に係る業務

(1) 事業者参加資格の条件設定

本事業の実施について、民間事業者が本事業に参加するにあたり、具備すべき事業者の参加資格条件について設定する。

なお、参加資格条件の設定では組合の要求を確実に履行できる企業及び人員の確保に留意する。

(2) 浸出水処理施設の性能発注における要求水準の確認

入札参加者より提案された浸出水処理施設において、要求水準書に照らし適格性について確認し報告するものとする。

(3) 契約書（案）作成

契約書（案）の作成に当たっては、実施設計書及び特記仕様書並びに要求水準書との整合、疑義が生じた場合の対応及不履行時の罰則さらに物価変動への対応等にも留意し、本事業の契約に必要なものとなる、契約書（案）[建設工事請負契約書]の作成を支援する。なお、契約書（案）の作成にあたっては弁護士による支援を受けるものとする。

第3章 町道付替え

3.1 共通事項

- (1) 業務の実施にあたっては、作業を適正かつ円滑に施行するため、管理技術者は調査職員と常に密接な連絡をとり、連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際に確認するものとする。
- (2) 業務の参考となる基礎資料、成果物等を貸与することができるが、発注者の承諾を得てから貸与品借用書を提出するものとする。
- (3) 受注者は、屋外で行う作業を実施するため、第三者（国有地、公有地又は私有地）の土地に立ち入る場合は、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現場立入りに際しては、これを常に携帯し、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。
- (5) 業務計画書の作成にあたっては以下の点に留意して作成すること。
 - ①業務計画書に記載する実施方針は、業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針を記載し、業務の流れが明確に把握できるように、フローチャートで作業手順を示して、打合せ協議の時期等についても明示すること。
 - ②打合せ計画については、打合せ又は協議が必要である時期、さらには業務等の協議を進める上で必要と考えられる関連部署の協議先を記載し、打合せ協議記録簿については受注者において2部作成し、相互に確認して1部ずつ保有するものとする。
 - ③計画書に記載する成果品の内容、部数については、宮城県土木部共通仕様書、宮城県土木部共通特記仕様書等に基づくものとするが、特記すべき成果品（資料等）を提出する場合は、調査職員に確認し記載すること。
 - ④受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (6) この業務には、設計業務の瑕疵を防止するため、管理技術者の他に成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めるものとする。

3.2 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する法令
- (2) その他関係諸法令，通達，通知等

3.3 中立性の保守

受注者は，常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

3.4 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には，組合と受注者の協議によるものとする。但し，業務遂行上必要と認められる軽微な事項については，受注者の費用及び責任において実施するものとする。

3.5 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては，必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は，組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は，成果品の納入後であってもその不備が発見された時は，速やかに受注者の費用を持って訂正すること。
- (4) 受注者は，関係する官公庁との協議を必要とする場合には，組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (5) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には，遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (6) 受注者は，本業務の遂行により知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後，組合からの問い合わせについては，誠実に対応すること。
- (7) 受注者は，本業務の引渡しが終了した場合であっても，発注者から本業務について説明を求められたときは，誠意をもって応じなければならない。
- (8) この業務には，設計業務の瑕疵を防止するため，管理技術者の他に成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めるものとする。

3.6 測量業務

- (1) 作業中は，当事者及び第三者への障害，事故の発生を未然に防止するとともに，労働基準法及びその他関係法令を遵守し，円滑に実施するものとする。
- (2) 受注者は，既知点（基準点，水準点，基準点，水準点，仮BM）の利用に十分留意し，作業中，作業後も適切な保存措置を講じなければならない。
- (3) 路線測量については，測点間隔20m，測量幅は道路，排水路ともに45m未満とする。なお，地形条件把握のため必要な範囲まで測量すること。
- (4) 受注者は，下記に掲げる成果品を提出すること。
 - ①各種観測計算帳簿類，各種図面等を納品すること。
 - ②ガイドライン(案)などを参考にした原稿成果の電子データを1部納品すること。

3.7 設計業務

- (1) 設計延長 道路詳細設計 (B) L = 0.48 km (2車線道路, 歩道無し)
- (2) 標準設計を基本としており, それにより難しい場合は別途協議すること。
- (3) 設計にあたり採用した理論公式等は, その引用文献を明示しておくこと。
- (4) 設計 CBR を満足しない場合は路床の構築について検討すること。
- (5) 特殊製品等は, 経済性及び施工性から比較検討して採用し, 比較表を作成して選定すること。
- (6) 受注者は, 下記に掲げる成果品を提出するものとする。
 - ①報告書, 数量計算書, 設計計算書, 設計図を納品すること。
 - ②ガイドライン(案)などを参考にした原稿成果の電子データを1部納品すること。

3.8 打合せ

- (1) 打合せ(対面)については, 着手及び成果品の納入時のほか各種業務で中間打合せを適宜に行い, 承諾, 協議, 提出等により発注者若しくは調査職員の指示, 回答を得るものは必要に応じて随時行うものとする。

3.9 業務の内訳

(1) 町道付替え測量及び調査設計

町道付替えにおいて工事に必要となる図書を作成するため, 必要な測量及び調査設計を行う。なお, 既存の測量データが必要な場合には貸与するものとする。
作業内容は以下の通りとする。

①測量

- ・路線測量 0.48 km
(作業計画, 現地踏査, 中心線測量, 縦断測量, 横断測量)
- ・打合せ 1式(中間1回)

②設計

- ・道路詳細設計 (B) 0.48 km (工事費積算を含む)
- ・打合せ 1式(中間1回を含む)

3.10 成果品の納入時期について

- (1) 成果品の納入時期は, 業務完了報告書とともに本業務が完了したときとするが, 履行期間中に業務の経過確認や参考資料として, 結果及び調査の内容について求める場合もあるので, 事前に調査員と十分打合せを行うものとする。なお, これにより難しい場合は調査職員と協議により決定するものとする。

3.11 成果品の帰属と責任範囲

- (1) 成果品の帰属はすべて発注者とする。
- (2) 本業務の性質上完成検査後において, 不備・訂正・検算等が発生した場合や工事实施

における施工困難による内容調整が生じた場合には、速やかに図書等の修正を行わなければならない。

また、検査等があった場合は誠意を持って対応すること。

(3) 上記に要する経費は受注者の負担とする。

3.12 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受注者の費用を持って訂正すること。
- (4) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (5) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (6) 受注者は、本業務の遂行により知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後、組合からの問い合わせについては、誠実に対応すること。
- (7) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。
- (8) この業務には、設計業務の瑕疵を防止するため、管理技術者の他に成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めるものとする。

第4章 その他

4.1 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがある

ると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

4.2 その他

- (1) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) その他疑義を生じた場合、又は仕様書等に定めのない場合は調査員と協議するものとする。
- (3) 業務等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の構成市町求職者の積極的な雇用に努めること。
- (4) 本業務に必要となる機材等は構成市町からの調達に努めること。

位置図

